

ETFの呼値の単位の見直しに伴う「業務規程」の一部改正について

2025年2月12日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、業務規程の一部改正を行い、2025年5月7日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、呼値の単位が相対的に大きく、投資家の執行コストが高い状態となってしまう価格帯が存在する売買単位が1口のETFについて、呼値の単位を適正化することに伴い、必要の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

- ETFにおいて、原則として売買単位が1口の銘柄に係る呼値の単位について、1口の値段が1万円以下の場合は1円、1万円を超え3万円以下の場合は5円、3万円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を超え30万円以下の場合は50円、30万円を超え100万円以下の場合は100円、100万円を超え300万円以下の場合は500円、300万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え3,000万円以下の場合は5,000円、3,000万円を超える場合は1万円に変更します。
- 売買単位が10口以上の銘柄については、現状と同じくTOPIX 500構成銘柄に適用される呼値の単位と同様の呼値の単位（呼値テーブル番号03）を適用します。

（備 考）

- 業務規程第14条第3項

III. 施行日

- 2025年5月7日から施行します。

※ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2025年5月7日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行します。

以 上